

平成29年度 岡山県森林審議会資料



平成29年12月

岡山県農林水産部林政課

目 次

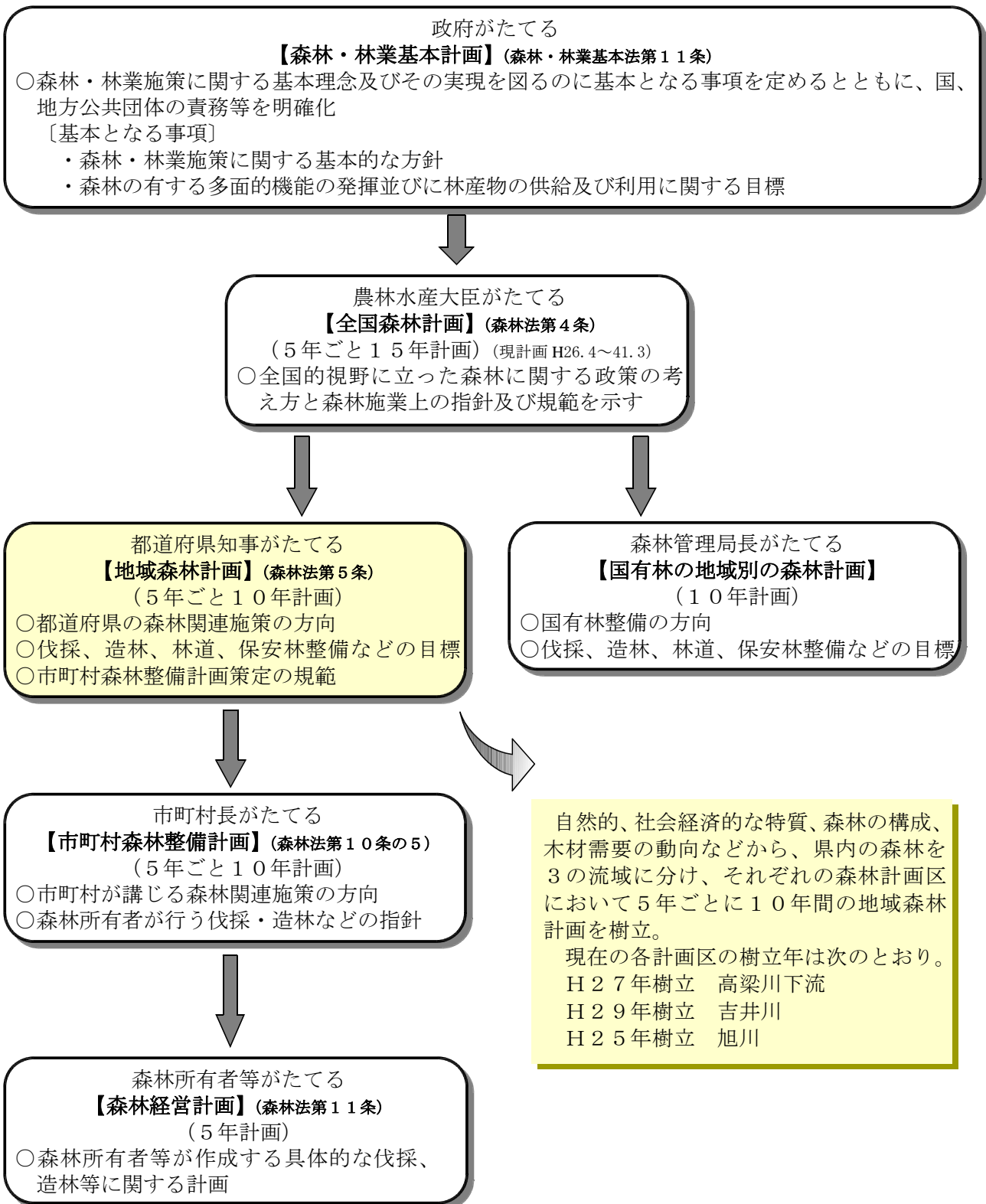
- 森林計画制度について 1
- 吉井川地域森林計画（案）の概要について 5
- 高梁川下流及び旭川地域森林計画変更計画（案）の概要について 16
- 森林保全部会処理事項の報告 19
- 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設について 別添資料1
- 岡山県県産材利用促進条例について 別添資料2

○ 森林計画制度について

1 目的

森林の生育期間の長期性にかんがみ、林産物需給の安定と林木植生による国土保全を長期的広域的見地から合理的に確保するため、我が国の森林と林業に関する政策の基本的態度と方向を明らかにして、政策実施の効率化を図るとともに、森林所有者等の森林施業上の指針及び規範を示し、その適正な施業の確保を図る。

2 体系



3 地域森林計画（森林法第5条）

全国森林計画に即して県知事が民有林について、森林計画区別に5年ごとに策定する10年計画。岡山県では、高梁川、旭川、吉井川の各流域ごとに樹立。

[計画事項]

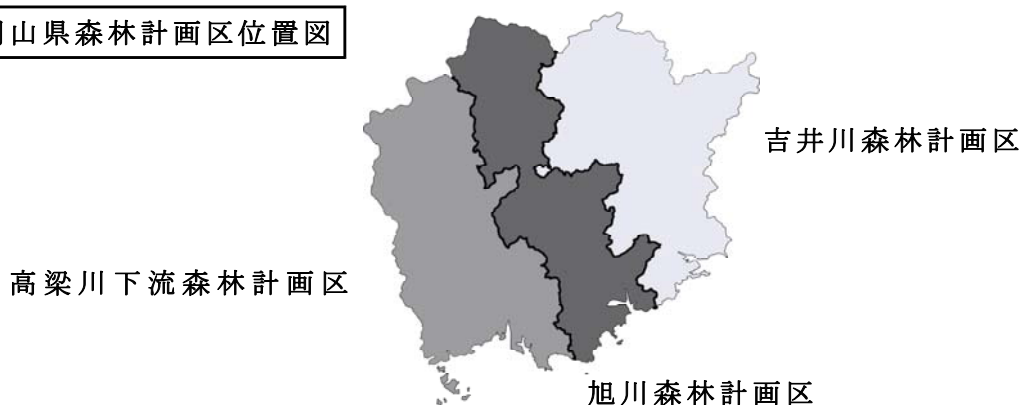
- ① 計画の対象とする森林の区域
- ② 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ③ 森林の整備に関する事項
 - ・森林の立木竹の伐採に関する事項
 - ・造林に関する事項
 - ・間伐及び保育に関する事項
 - ・公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - ・林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 等
- ④ 森林の保全に関する事項
 - ・森林の土地の保全に関する事項
 - ・保安施設に関する事項
 - ・鳥獣害の防止に関する事項
 - ・森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
- ⑤ 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- ⑥ 計画量等
 - ・間伐立木材積その他の伐採立木材積
 - ・間伐面積
 - ・人工造林及び天然更新別の造林面積
 - ・林道の開設及び拡張に関する計画
 - ・保安林の整備及び治山事業に関する計画
 - ・要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
- ⑦ その他必要な事項

森林計画区の概要

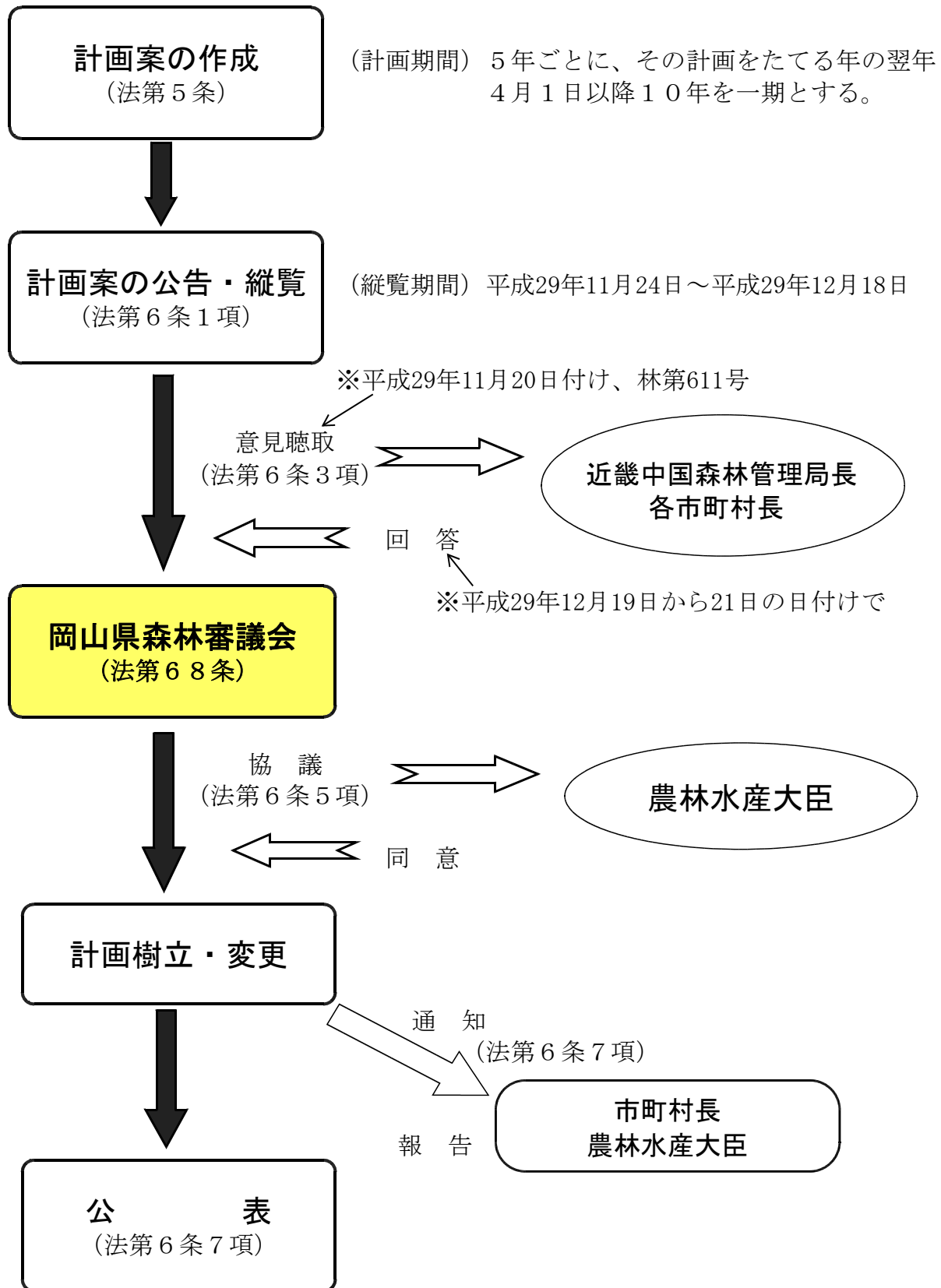
森林計画区名		高梁川下流	旭川	吉井川	県計
計画樹立年 (計画期間)		平成27年 (H28.4.1~H38.3.31)	平成25年 (H26.4.1~H36.3.31)	平成29年 (H30.4.1~H40.3.31)	
市町村数		10	6	11	27
資源 状 況	面積 (ha)	153,787	125,868	168,257	447,912
	材積 (千㎡)	23,302	19,500	26,649	69,451
	成長量(千㎡)	279	243	392	914
	材積(㎡/ha)	152	155	158	155
	人工林率(%)	33.5	40.3	47.0	40.5

※資源量は平成29年3月31日現在、四捨五入のため県計が合わないことがある。

岡山県森林計画区位置図



4 地域森林計画変更の手続について



5 地域森林計画の樹立・変更の経過について

森 林 計 画 区 面 積		高 梁 川 下 流 10 市 町	旭 川 6 市 町 村	吉 井 川 11 市 町 村	備 考
		153,787 ha	125,868 ha	168,257 ha	
年 度	22	調査・ <u>樹立</u>			
	23	一斉変更	一斉変更	一斉変更 調 査	森林計画制度の見直しに伴う 全国森林計画の変更
	24		調 査	調査・ <u>樹立</u>	
	25	一斉変更	調査・ <u>樹立</u>	一斉変更	全国森林計画の策定 ・計画数量の見直し
	26	調 査			
	27	調査・ <u>樹立</u>			
	28	一斉変更	一斉変更	一斉変更 調 査	(全国森林計画の変更)
	29		調 査	調査・ <u>樹立</u>	
	30	一斉変更	調査・ <u>樹立</u>	一斉変更	全国森林計画の策定 ・計画数量の見直し

※地域森林計画の変更については、全国森林計画の策定等に伴う変更のみ記載している。

○ 吉井川地域森林計画（案）の概要

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

吉井川森林計画区（以下「計画区」という）は、全国森林計画において高梁・吉井川広域流域（岡山県全域と広島県の一部）のうち県東部に位置し、一級河川吉井川流域の5市6町村で構成され、総面積250,617haの区域で、県土面積の約35%を占めている。

計画区の北部地域には、鳥取県境に連なる滝山1,197m、那岐山1,255m、後山1,344mなど標高1,000mを超える山波が連なり中国山地を形成し、急峻な地形が多くなっている。

さらに、南部地域は吉井川沿いの平野部を除き100m～300mの小起伏の低山を形成し、瀬戸内沿岸に続いている。

2 前計画の実行結果の概要

前半5カ年における計画の実行結果については次のとおり。

区 分		計画	実行	実行率
材積	主伐	794千m ³	94千m ³	12%
	間伐	954千m ³	946千m ³	99%
間伐面積		13,903ha	12,611ha	91%
面積	人工造林	1,704ha	467ha	27%
	天然更新	1,200ha	311ha	26%
林道	開設	31km	9km	29%
	拡張	71箇所	49箇所	69%
保安林	水源かん養	987ha	496ha	50%
	災害防備	252ha	179ha	71%
	保健、風致	187ha	0ha	0%
治山事業		110箇所	71箇所	65%

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の約7割を占める森林は、木材の生産のほか、水資源の確保、洪水や土砂崩れの防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしと深いかかわりをもっている。

また、地球環境の保全が国際的な共通課題となる中で、二酸化炭素を固定し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与する森林・木材の役割が改めて見直されている。

しかし、これまで森林を守り育ててきた林業は、山村地域の過疎化・高齢化の進行や木材価格の低迷などにより、次第に停滞し、間伐などの手入れ不足による公益的機能の低下が危惧されている。県民の様々な要求を満たすことができる健全で多様な森林を育てていくためには、県、市町村等行政が、林業・木材産業の活性化、森林とのふれあい、自然環境の保全といった森林全体を通じた施策を積極的に展開することはもちろんのこと、森林所有者、林業・木材産業関係者は、健全な森林の育成、地域林業の活性化、県産材の利用拡大に向けた主体的な事業展開を図り、県民一人ひとりが、それぞれの立場で森林を守り育てていく必要がある。

(1) 森林整備の在り方

戦後、荒廃した林地の復旧や経済発展に伴う木材需要の増大への対応を図るため推進されてきた人工林の造成はほぼ達成され、流域内における森林資源の整備は、造成の段階から森林を健全な状態に維持し、循環させるための質的充実を図るべき段階となっており、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、均等な齢級構成へと誘導することが必要となっている。

このため、森林整備のための森林区分として、植栽の有無などにより規定されていた人工林、天然林の区分に代え、育成のため的人為の程度及び森林の階層構造に着目して、育成単層林（単層状態の森林として積極的に育成、管理する森林）、育成複層林（複層状態の森林として積極的に育成・管理する森林）、天然生林（主として自然力の活用によりの確に保全・管理する森林）に区分することにより、一層の整備を推進していくこととする。

① 育成単層林、育成複層林

- ・高性能林業機械の導入や路網の整備による林業経営基盤の強化を通じて、健全な森林を維持・造成し、県産材の安定供給を図る。
- ・環境に配慮した小面積皆伐や再生林等による若返り化を進め、人工林の齢級構成の平準化を図る。
- ・少花粉スギ等の植栽などにより、花粉発生源の対策を推進する。
- ・生育途上にある森林の間伐を推進するとともに、土壌の流亡などの恐れのある林分では、伐期の多様化、長期化を図るなど、自然環境の保全に配慮した森林施業を推進する。
- ・育成単層林としての適切な生育が見込めないところや生産性の向上を図ることが困難なところは、針広混交林等の育成複層林や天然生林へ誘導していく。

② 天然生林

- ・自然力を活用して、四季折々の美しい自然を楽しむことができるような多様で健全な天然生林を維持することにより、公益的機能の高度発揮を図る。
- ・森林浴、森林レクリエーション、森林・環境教育等県民が森林とふれあう場所として、貴重な森林や里山、身近な都市近郊林を県民へ広く開放し、多様な森林活動の展開を助長する。
- ・台風等による災害、森林病虫害等の被害、山火事の発生等森林災害に強い森林づくりを進めることにより、森林機能の低下を防ぐ。

(2) 計画推進の基本方針

- ア 生産性の高い林業の推進と山村の振興
- イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさとゆとりの確保
- ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

(単位：ha)

区分	面積	備考（前回計画との増減）
総数	168,256.90	1,048.72
津山市	31,534.22	76.97
旧津山市	9,638.58	74.10
旧加茂町	11,551.83	▲5.52
旧阿波村	3,792.14	▲15.16
旧勝北町	1,629.38	1.56
旧久米町	4,922.29	21.99
備前市	19,031.36	412.60
旧備前市	9,656.45	215.99
旧日生町	2,129.10	103.98
旧吉永町	7,245.81	92.63
瀬戸内市	5,137.43	124.05
旧牛窓町	935.31	75.76
旧邑久町	2,857.72	55.12
旧長船町	1,344.40	▲6.83
赤磐市	12,655.15	113.47
旧山陽町	1,349.96	41.92
旧赤坂町	2,621.69	15.90
旧熊山町	2,516.98	45.46
旧吉井町	6,166.52	10.19
美作市	32,047.11	323.16
旧勝田町	6,538.13	▲17.50
旧大原町	4,122.06	64.40
旧東栗倉村	2,412.04	33.12
旧美作町	5,652.96	83.19
旧作東町	8,113.09	214.39
旧英田町	5,208.83	▲54.44
和気町	9,595.70	126.26
旧佐伯町	3,982.16	▲10.37
旧和気町	5,613.54	136.63
鏡野町	31,932.59	▲284.65
旧富村	5,835.39	▲54.85
旧奥津町	11,175.37	▲107.34
旧上斎原村	6,399.19	▲114.84
旧鏡野町	8,522.64	▲7.62
勝央町	2,333.00	54.79
奈義町	3,060.71	▲46.21
西栗倉村	5,379.21	▲108.28
美咲町	15,550.42	256.56
旧中央町	4,173.29	58.05
旧旭町	6,213.27	47.05
旧柵原町	5,163.86	151.46

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の主な機能として、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能に区分し、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおりとする。

機能	対象とすべき森林	望ましい姿	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	・ダムの集水区域 ・主要な河川の上流に位置する森林	・下層植生や根が発達し、保水能力の高い森林土壌を有する森林	・適切な保育・間伐により下層植生や樹木の根を発達させる ・伐採は縮小並びに分散 ・ダム上流部では、保安林の指定とその適切な管理を推進
山地災害防止／土壌保全機能	・山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林	・下層植生や根が発達し、根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林	・林床の裸地化の縮小並びに回避 ・集落等に近接した地域では、保安林の指定や治山施設の設置を推進
快適環境形成機能	・騒風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	・樹高が高く枝葉が多く、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い森林	・樹種の多様性を増進する施業を推進 ・適切な保育・間伐等を推進 ・快適な環境保全のための保安林の指定とその適切な管理
保健・レクリエーション機能	・観光的に魅力のある自然環境や植物群落を有する森林	・多様な樹種等からなる森林 ・保健活動に適した施設が整備されている森林	・広葉樹の導入などによる多様な森林整備を推進 ・保健等のための保安林の指定とその適切な管理
文化機能	・史跡、名勝等の所在する森林 ・史跡等と一体的に優れた自然景観等を形成する森林	・潤いのある自然景観や歴史的風致を構成 ・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 ・風致のための保安林の指定とその適切な管理を推進
生物多様性保全機能	・原生的な森林生態系である森林 ・貴重な生物種が生育・生息する森林	・様々な生育段階や樹種が構成される森林	・森林構成を維持 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮
木材等生産機能	・林木の生育に適し、効率的な森林施業が可能な森林	・良好な樹木により構成され、成長量が高い森林 ・林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	・健全性を確保 ・適切な森林、保育及び間伐等を推進 ・施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進

(1) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

区 分		現 況 (平成29年度)	計画期末 (平成39年度)
面	育成単層林	78,750	77,870
	育成複層林	3,616	4,576
積	天然生林	79,187	79,103
森林蓄積 (m ³ /ha)		161	169

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

(ア) 皆伐

主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

(イ) 択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率とすることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
40年	45年	35年	40年	15年	20年

(3) 主伐材積の計画量

単位：千m³

区分	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,629	1,428	201
前半5カ年の 計画量	814	714	100

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

(ア) 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種の選定にあたっては、適地適木を旨としながら、立地条件、種苗の需給動向等を勘案するとともに、苗木の選定には、成長に優れたものや花粉症対策苗木の導入に努めることや多様な森林づくりを行う観点から、広葉樹や郷土樹種を含めた幅広い樹種を定める。

(イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ、クヌギの植栽本数は、下表によるものとし、既往の植栽本数や施業体系を勘案して、仕立方法別に定める。

樹種	仕立方法	植栽本数(本/ha)
スギ ヒノキ	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,300
	疎仕立て	3,000
マツ	中仕立て	5,000
クヌギ	中仕立て	3,000

地拵えは、伐採木や枝条等が植栽の支障とならないようにし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合は筋置とする。

また、植付けは、気候その他の立地条件や植付け方法を勘案して、適期に行う。

(2) 天然更新に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林であって、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うことを定めるものとする。

天然更新の対象樹種については、適地適木を旨として、立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種について定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して岡山県天然更新完了基準で定めることとする。なお、標準的な方法及び天然更新をすべき期間に関する指針についても、岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待されない場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定する。

(4) 人工造林及び天然更新別の造林面積の計画量

単位：h a

区 分	人工造林	天然更新
総 数	3, 4 0 8	2, 4 0 0
前半5カ年の 計画量	1, 7 0 4	1, 2 0 0

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して適正な林分構成が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。

樹 種	施業体系	間 伐 時 期 (年)				間 伐 の 方 法
		初回	2回目	3回目	4回目	
ス ギ	小径材生産	1 4	1 7	2 1	2 5	【選木方法】 1、2回は形質不良木を中心に、 3回目以降は形質不良木とともに、 成長の良い優勢木も対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材生産	1 7	2 1	2 6	3 1	
	大径材生産	1 9	2 6	3 5	—	
ヒノキ	小径材生産	1 7	2 2	2 7	3 2	
	一般材生産	2 1	2 6	3 1	3 7	
	大径材生産	2 1	2 8	3 7	—	

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とする。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数															備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
下刈	スギ	△	①	①	①	①	△										6～8月に 必要に応じて 2回程実施
	ヒノキ	△	①	①	①	①	①	①	△								
蔓切り	スギ								←	△	→		←	△	→		
	ヒノキ									←	△	→				→	
除伐	スギ									←	△	→		←	△	→	
	ヒノキ									←	△	→		←	△	→	

注) ○印は通常予想される実行標準 ○内の数字は回数 △印は必要に応じて行う実行標準

(3) 間伐材積及び間伐面積の計画量

(ア) 材積

単位：千m³

区分	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,939	1,939	0
前半5カ年の 計画量	969	969	0

(イ) 面積

単位：ha

区分	面積
総数	27,520
前半5カ年の 計画量	13,760

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林として、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能とし、各公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとする。なお、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとする。

公益的機能別施業森林等の種類	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 ・標高の高い地域、溪床又は河床勾配の急な地域 ・短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ・大面積の伐採が行われがちな地域 等	・伐期の間隔の拡大 ・伐採面積の規模の縮小
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	人家、奥地、森林、道路その他施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 ・傾斜が急な箇所 ・地表流水又は地中水の集中流下する箇所 ・基岩の風化が異常に進んだ箇所、破砕帯又は断層線にある箇所 ・表土が薄く乾性な土壤からなっている箇所 等	・特に機能の発揮を図る必要がある場合は、択伐による複層林施業 ・それ以外は、択伐以外による複層林施業 ・適切な伐区の形状・配置等により、機能の確保が可能な場合は、長伐期施業 ・皆伐する場合は縮小及び分散
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 ・都市近郊林等に所在する森林、市街地等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ・気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林 等	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 ・湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ・ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として利用されている森林 ・貴重な動植物の保護のため必要な森林 等	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林木の生育が良好な森林で地形等から効率的な森林施業が可能な森林	・持続的・安定的な木材生産が可能となる資源構成を維持 ・路網整備、集約化等を推進

5 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて環境負荷の低減に配慮しながら、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道と林業専用道を併せたものを基幹路網、森林作業道を細部路網と定めることとする。

○基幹路網の現状 単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	680	951
うち林業専用道	2	3

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の計画数量

開設 (m)				拡張		備考
総数	基幹	その他	改築	改良(箇所)	舗装(m)	
82,042	10,917	69,915	1,210	391	100,317	

(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準の基本的な考え方として、次の表を目安として林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

単位：m/h a

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	100～250	35～50
中傾斜地 (15～30°)	車両系	75～200	25～40
	架線系	25～75	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60～150	15～25
	架線系	15～50	
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	5～15

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程、林業専用道作設指針、岡山県林業専用道作設指針及び岡山県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の項目について地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等への働きかけや施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な環境整備を図ることにより、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を推進し林業経営の委託への転換を目指すものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、広域合併、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど林業事業者の体質強化を図るものとする。また、林家後継者の確保を図るため、子弟等が林業への関心を持ち続け林業に就業しうる環境を醸成するとともに、林研グループ等若手林業後継者の活動を育成・支援に努める。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械の導入及びそれに伴う現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進する。また、森林の多様な機能の継続的な発揮を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、これまでの伐出作業システムに加え、間伐、択伐等の非皆伐作業に対応し、傾斜や搬出距離等の作業条件にもきめ細かく対応する伐出作業システムの普及を推進する。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

安定的な素材生産が行えるよう、高性能林業機械の導入や路網整備等を図るとともに低コスト化に努めていく必要がある。

イ 木材加工の合理化

乾燥材、JAS製品の生産を促進し、更に工業化を進めるものとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また川上から川下まで一体となって合理的な木材生産・流通システムの確立を図り、美作材としての産地銘柄化をより発展させるため、地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区の所在は本計画書に計画図の区画番号を表示、面積の計は43,605.45haとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する計画

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

区分	水源涵養 ^{かん}	災害防備	保健・風致
総数	44,639	15,575	5,142
前半5カ年の計画量	43,636	15,256	4,896

注1：災害防備：土砂流出防備、土砂崩壊防止

注2：水害防備：防火、潮害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止保安林

(2) 実施すべき治山事業の数量

計画地区数	主な工種
172地区	溪間工、山腹工、森林整備

(3) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林に実施すべき森林施業の方法及び時期について

指定目的に即して機能していないと認められる特定保安林について、施業を早急に実施すべき森林を要整備森林として定め当該森林に対する施業の方法と時期を定める。

要整備森林の面積

単位：ha

水源涵養 ^{かん}	土砂流出防備	計
147.7	—	147.7

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
市町村森林整備計画の策定に当たっては、区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する方針を踏まえ、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農林被害対策等との連携・調整に努めることとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

松くい虫被害については、減少傾向はあるが、温暖化傾向の強い昨今の気象状況による被害の増大が懸念されており、空中散布等の予防対策や被害地周辺松林の樹種転換を推進するなどにより被害の沈静化に努める。

また、ナラ枯れ被害については、被害拡大を防ぐため、早期発見・早期駆除の方針により被害状況を把握し、関係機関で情報を共有し、被害先端地等で適切な防除を推進する。

(2) 鳥獣害対策の方針

市町村が作成する被害防止計画及び県鳥獣保護事業計画等を踏まえつつ、地元行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置や捕獲等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

また、生物多様性の確保の観点から野生鳥獣の生息環境にも配慮した針広混交林の育成や複層林の整備、人と野生鳥獣の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

瀬戸内海沿岸の一帯は、林野火災の多発する地域であるので、防火意識の啓発のため、各種広報媒体を活用して予防思想の高揚を図ることとする。

5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定する。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する公益的機能の保全に配慮しつつ、択伐施業及び広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施する。

また、施設整備に当たっては、自然環境及び県土の保全等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設整備を行う。

○ 高梁川下流及び旭川地域森林計画変更計画（案）の概要について

1 計画期間

高梁川下流地域森林計画 平成28年4月1日～平成38年3月31日
 旭川地域森林計画 平成26年4月1日～平成36年3月31日

2 主な変更

(1) 計画対象森林区域の変更

(単位：ha)

森林計画区	変更前	変更後	増減	備考
高梁川下流	153,174.78	153,786.98	612.20	【転入】 編成調査による編入 28.30ha (高梁市、新見市、早島町) 【転出】 森林計画図修正業務(高速道路) 40.09ha 空中写真による判読修正 5.81ha 太陽光発電施設 11.01ha その他(資材置場ほか) 12.58ha 【デジタル化した森林計画図による面積測定の精度向上】 653.39ha
旭川	124,981.41	125,868.07	886.66	【転入】 編成調査による編入 1.69ha (岡山市、真庭市、吉備中央町) 【転出】 森林計画図修正業務(高速道路) 60.04ha 空中写真による判読修正 5.49ha 太陽光発電施設 15.20ha 道路用地 1.10ha その他(駐車場) 0.19ha 【デジタル化した森林計画図による面積測定の精度向上】 966.99ha

(2) 計画対象森林区域の資源量の変更

(単位：千m³)

森林計画区	変更前	変更後	増減	備考
高梁川下流	22,318	23,302	984	
旭川	19,009	19,500	491	

(3) 林道の開設又は拡張に関する計画量の変更

(単位：延長m、路線数、箇所数)

区 分		高梁川下流森林計画区			旭川森林計画区			
		変更前	変更後	増 減	変更前	変更後	増 減	
開 設	路線数	74	71	▲3	81	62	▲19	
	延 長 (m)	基 幹	18,330	0	▲18,330	11,734	0	▲11,734
		その他	106,700	101,643	▲5,057	65,380	67,722	2,342
		改 築	1,490	1,490	0	2,330	2,330	0
		計	126,520	103,133	▲23,387	79,444	70,052	▲9,392
拡 張	改良(箇所)	64	65	1	116	124	8	
	舗 装	路線数	32	32	0	58	58	0
		延長(m)	44,700	44,700	0	94,575	94,675	100

【変更内訳】 ア 開設

(単位：m)

計 画 区	市町村名	路線名	変更前	変更後	増 減	備考
高梁川下流	新見市 ほか2市	阿新北線 ほか2路線	21,110	0	▲21,110	
	総社市 ほか3市	城山元線 ほか10路線	105,410	103,133	▲2,277	
旭 川	真庭市 ほか2市町	作備線 ほか19路線	23,328	0	▲23,328	
	玉野市ほか 4市町村	後閑線 ほか36路線	56,116	70,052	13,936	

イ 改良

計 画 区	市町村名	路線名	備 考
高梁川下流	総社市 ほか6市町	金子東谷線 ほか35路線	法面改良 ほか64箇所
旭 川	真庭市 ほか4市町村	作備線 ほか62路線	法面改良 ほか123箇所

ウ 舗装

計 画 区	市町村名	路線名	備 考
高梁川下流	新見市 ほか2市	作備線 ほか31路線	舗装延長 44,700m
旭 川	真庭市 ほか3市町村	作備線 ほか57路線	舗装延長 94,675m

(4) 治山事業に関する計画量の変更

(単位：地区)

高梁川下流森林計画区			旭川森林計画区		
変更前	変更後	増 減	変更前	変更後	増 減
239	243	4	134	139	5

(5) 要整備森林に関する面積の変更

(単位：h a)

区 分	高梁川下流森林計画区			旭川森林計画区		
	変更前	変更後	増 減	変更前	変更後	増 減
面 積	143.05	140.63	▲2.42	81.43	11.92	▲69.51

○ 森林保全部会処理事項の報告

年度	開催 年月日	諮問事項	答申年月日 答申の内容	備考
28	29.3.1	美作市土居地内における林地開発の許可について 申請者:パシフィコ・エナジー作東合同会社	29.3.7 適当と認める	開発行為に係る森林面積 144.7644ha 開発行為の目的 太陽光発電所の建設
29	29.4.10	赤磐市多賀地内における林地開発許可について 申請者:赤磐ソーラーエナジー合同会社	29.4.21 適当と認める	開発行為に係る森林面積 78.8526ha 開発行為の目的 太陽光発電所の建設
29	29.10.18	真庭市五名地内における林地開発許可について 申請者:株式会社ウエストエネルギーソリューション	29.10.30 適当と認める	開発行為に係る森林面積 17.4065ha 開発行為の目的 太陽光発電所の建設

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要がある、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の徴収を先行して充てるという考えの下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の徴収の一部をもって確実に償還。

別添資料2

岡山県県産材利用促進指針の概要

第1章 指針策定の趣旨等

1 指針の趣旨

岡山県県産材利用促進条例（平成29年岡山県条例第30号。以下「条例」という。）第7条の規定により、県産材の利用の促進に関する基本的事項、施策を総合的に推進するために必要な事項を定める。

2 指針の位置付け

- (1) 県が定める「新晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「新プラン」という。）及び「21おかやま森林・林業ビジョン」（以下「ビジョン」という。）と目標を共有
- (2) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく国の基本方針に即した指針

3 指針の実施期間

平成29年度～平成33年度（5年間）

第2章 基本的事項

1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標

- ・新プラン及びビジョンの県産材生産量の目標・・・530千m³/年
- ・供給体制の整備を推進するとともに、CLT等新製品の利用の促進や品質・性能に優れた県産材の国内外への需要拡大及び林地残材の利用を促進

(1) 県の取組

- ・県が整備する公共建築物における県産材の率先利用
- ・県産材の利用の促進に関する総合的な施策の策定、実施

(2) 県民等の理解及び協力

- ・県産材の利用の促進の意義について理解を深め、県産材の利用に協力

(3) 関係事業者相互の連携及び協力

- ・県産材の利用が促進されるよう、相互に連携・協力

(4) 市町村の役割

- ・市町村方針に基づき、県産材の利用の促進

2 県産材の利用の促進のために実施する施策

(1) 公共建築物への利用促進

- ・公共建築物の木造化・木質化や木製品の導入の促進

(2) 木造住宅等の普及促進

- ・木造住宅の普及促進と品質・性能に優れた県産乾燥材の積極的な利用の促進

(3) 販路開拓の促進

- ・国内外への販路開拓の促進

(4) CLT等の普及促進

- ・公共建築物等での利用の促進

(5) 県民等への普及・PR

- ・県産材利用の意義について普及・PR

3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

(単位：m³、%)

現況の年間利用量(A) (H23～27年度の平均)	5年間の目標量 (H29～33年度)	単年度平均(B) (伸び率：(B)/(A))
442	2,425	485 (110)

第3章 指針の推進に向けての取組

1 推進体制の整備

- ・岡山県木材需要拡大推進会議での関係機関との連絡調整

2 市町村との連携

- ・県は、市町村の県産材の利用の促進に協力・連携

3 施策の実施状況の公表

- ・県は、毎年、県産材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表